

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	第 1 回 健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会		
事務局 (担当課)	健康増進課 電話 042-769-8322 (直通)		
開催日時	令和 3 年 1 2 月 1 3 日 (月) 2 0 時～2 1 時 3 0 分		
開催場所	ウェルネスさがみはら A館 3階 集団指導室		
出席者	委員	1 5 人 (別紙のとおり)	
	その他	0 人	
	事務局	1 1 人 (健康福祉局長、保健衛生部長、保健衛生部参事、健康増進課長、他 7 人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員及び事務局紹介</li> <li>3 健康づくりの推進に係る条例の制定に関する 検討委員会について</li> <li>4 委員長及び副委員長選任</li> <li>5 健康づくりの推進に係る条例について</li> <li>6 その他</li> <li>7 閉会</li> </ol>		

## 議 事 の 要 旨

委員の委嘱に続いて、第1回会議が開催された。主な内容は次のとおり。

1 開 会

2 委員・事務局紹介

委員の自己紹介及び事務局の紹介を行った。

3 健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会について

事務局より、本委員会設置目的等の説明を行った。

4 委員長・副委員長選任

健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会規則に基づき、委員の互選により北里大学堤委員を委員長に、相模女子大学堤委員を副委員長に選任した。

5 健康づくりの推進に係る条例について

事務局より、条例制定の背景、目的及び効果、制定までのスケジュールについて説明を行った。

事務局からの説明に対する主な意見等は次のとおり。

(佐藤委員) 既に保健医療計画、歯と口腔の健康づくり推進計画、食育推進計画があり、現状これでできている訳だが、あえて条例を作るということの意義がどうなのかというところがある。

こんな感じになるとはあるが、あくまでも理念として書かれているため、具体的にどのようなイメージでいけばいいのか、また条例にすることのメリットを教えてほしい。

(事務局) 1つは市民に対し健康づくりの大切さを訴えていくというのがある。委員おっしゃるとおり既に計画は部門別に策定されており、5年スパンで見直しがあるため中身も変わっていくが、条例というのは、行政サイドだけで勝手に変えていくことは出来ず、変えるにしても議会の審議が必要になる。そのような意味で、まず1つは本市が健康づくりに将来に渡りしっかりと取り組んでいくということを市議会の承認を得て市民にしっかりとアピールしていきたいという思いがある。また、条例ができると、条例に基づき計画を作ることになるため、計画よりもさらに1段階高い、条例というところで健康づくりに取り組む姿勢をしっかりと見せていきたいというところがあり、条例ができたんだ、市がしっかりと取り組んでいくんだ。我々市民もしっかりと取り組んでいかなきゃいけない、関係団体の皆さんも、条例ができた

んだからしっかりと取り組んでいかなきゃいけないんだという意識を、しっかりと持っていただきたいというのが条例を作る目的の一つである。

また、条例は、策定のプロセスの中で議会の審議があったり、市民の意見を徴したりというところの中で、市が健康づくりにしっかりと取り組んでいくんだということを分かっていたいただきたいということもある。

市が健康づくりに取り組んでいくということを条例で謳うことによって、未来永劫とは言わないが、取組の基となるものが作れると考えている。

(佐藤委員) 私をはじめ他の委員さんも、本当に必要なのかと思っているのではないか。今日、結論は出ないと思うが、是非、委員全員を納得させてほしい。条例が必要なら既にやっているはずだがやっていない。その点からしても、市民に説明する義務があるので、こういう理由でやっていますというのを自信を持って言えるような条例にしてほしいと思う。計画に従って市が施策を進めていくという形でこれまで来ており、それが基本だと思っているので、やっぱり条例にしてよかったという話に持って行っていただきたい。

(毛利委員) 私も最初は同じ疑問があった。社会保障費削減がありきが一番あって、国からの方向でこのようになっているのか、とりあえず形ありきなのかと勘繰ってしまった。

条例という言葉が市民にはあまりなじみがないので、ここにもあるように、分かりやすく、市民がなじめるもの、そこを深く考えてほしい。

他県の健康づくり条例をいくつか見たが、読んでも言葉だけが先走ってしまっているようなところがあるので、相模原市独自で市民に分かりやすいものをお願いしたい。たたき台は市が作ってくれるのか。そしてそこのところを委員たちがどう盛り上げていくのかだと思う。

(事務局) 参考資料の1、2は他の自治体で策定している条例だが、分量も違うし、難しさも大きく異なっている。例えば兵庫県の方、文章が「すべきものである」や「必要である」という書きぶりだが、平塚市の方は「願ひであります」や「進めてきました」とですます調で、市民に対するメッセージをこういうところを出しているところもある。具体的にどんな施策でやっていくのかということも兵庫県は多く掲げ、平塚市は簡潔に書かれている。条例のつくりは色々あるが、市としては、市民への分かりやすさと、市が取り組んでいく施策を分かりやすくし

っかり書いてまいりたいと考えており、皆さんには分かりやすさと具体性をしっかり議論いただければと思っている。

(寺崎委員) 説明があったとおり、計画だと文章も読みづらいし、どうしても行政主体のようになってしまう。条例は兵庫県を見ても平塚市を見ても、生活習慣病をどのように予防していくのかなど、ですます調で分かりやすく書かれている。条例というのは分かりやすい形で作ってあるのが良いのではと思う。また、歯科の立場から言えば、オーラルフレイル等が書かれていないようだが、神奈川県は条例に未病対策というのが入っており、新しい分野も入れて作っていただければ良いのではないかと思う。今回の条例策定に関しては、市民に分かりやすく作っていくのが良いのではないか。

(竹田委員) 話がずれるかもしれないが、自治会加入促進ということで自治会加入促進条例をとという話があり、条例ができると加入率が上がるということ期待してというような話しをするわけだが、今回の健康づくりの条例ができると、今までと違ってこのように変わっていくんですよというような具体的なものがあるのか。

(事務局) 条例が出来ただけでは、健康寿命も延伸しないし医療費も下がらないと思っている。条例の理念、思いを市民にしっかりご理解いただき一人ひとりに取り組んでいただくことと、条例に書いた基本的な施策を受けた計画を策定し、実施していくことによって、初めて条例の役割が達成できる、効果が発揮できると考えている。条例を作っただけでは、規制条例ではないのでそこは難しいと思っており、では不要ではないかという話もあるが、やはり条例を基として気運を醸成して、条例に位置付けた施策を各計画でしっかり取り組んでいく、この流れ、構成で市の健康づくり施策をより推進していきたいと考えている。推進していくためのエンジンとして、条例でしっかりと施策を位置づけ気運を醸成することを市としては考えている。

(竹田委員) 条例ができることによって、今までの施策も条例に基づく施策になることで推進がより良くなる。施策が早くなる。予算が多くなる等そういうことがあるか。

(事務局) 条例に書くということは関係の皆様と施策を進めていくことを議会にも市民にも約束するわけですので、そこを全然やっていないということは、条例に書いた施策であれば許されない。そういう意味でも条例に書いた施策はしっかりと取り組んでいかなければならない。計画であれば、改定してやめようというのは理屈上可能だが、条例であればしっかりと進めていく義務が市に課せられるし、市民や団体の皆様

にも条例に書いているのでご協力お願いしますと申し上げられる。そういう意味では拘束力や罰則は無いが、健康づくりを推進していくためのエンジン、元になるものだと思っている。

(竹田委員) 市民の方に説明する場合には、健康づくりの条例ができることによって市の姿勢というか市民と一緒に協力することによって(施策が)スピードアップできますよ、今より良くなりますよという説明で合っているか。

(事務局) よくなることを期待して条例を作る。市が取り組んでいない、または高齢者のフレイル対策のような計画としては少し弱いような所を条例で明示するなどして、しっかりやっていかなければいけない。今まであまり力を入れていなかったこと、時期的にクローズアップされていなかったことを条例の中で書き込めれば、そういったことを条例に基づいて新しくやっていくという流れは、施策の中では一部あるかもしれない。

(堤会長) 恐らく関係者の責務が条例には入ってくると思うので、それぞれのやらなければならないというようなものが条例に入ってくると、動きが着実になってくるという感覚でよろしいかと思う。

(安藤委員) 県の受動喫煙防止条例はペナルティがあるが、今回の条例は、責務はあるけれども、団体や地域にペナルティを課したりはしないのか、そういう条例ではないのか。

(事務局) この条例の中では罰則を設けたり、届け出を課したりということは想定していない。

(安藤委員) 先ほど、相模原市らしさとあったが、緑区、中央区、南区、それぞれの地区で人口統計の中にでていますが、高齢者の幅は違う。市民の健康という中では、3地区をそれぞれ特化しようという考えはないか。

(事務局) 現時点では、相模原市を一つの地域と捉えての条例制定なのかなと、事務局としては考えている。確かに緑区の旧津久井地域は旧市域より高齢化率が高く、介護認定者数も多く、交通も不便と、地域特性がある。そこを切り取って、地域別の対策みたいなものがこの条例の中で書き込めるかということになると、あくまで私個人の考えだが、そこは場合によっては条例に基づく計画で位置付けたりなどとなり、条例の中で地域特性を加味していくのは難しいかなと思っている。

(笹野委員) 先ほどから条例のあり方や根本的な議論があるようなので、あまり多くない機会でも、条例について何らかの形を決めていくのであれば、他の条例やお示しになった条例の例からいくと、この条例は基本的には理念条例であり、尚且つ推進施策についても一定の内容を盛り込む

というような幅広い条例が想定されている。であるならば、条例にすることのメリットとか理由については、各先生がおっしゃたように何らかの形で次回までに明確にしておいた方がいい。それに関して私が思うのは、理念的な条例として、先ほど委員長がおっしゃったが、責務を明確にすることが条例化することの重い部分だろうと思うので、責務を明確にすることと、それから計画と少し違うこととすれば、例えばこの健康プランでいうと推進体制としては関係者、学識経験者、がチェック機能になって、庁内の担当課が主体となってチェックすることになっているが、恐らく条例化するにあたっては中心になるのは市民や事業者の方、関係団体の方となるので、その皆様が責務をきちっと果たしていくための推進体制を明確にし、それが非常に実働的になることがとても大事であるかなと思う。その辺についての見解を次回に示していただけるとより良くなるのかなと思うので、お願いしたい。

## 6 その他

事務局より、今後の本委員会の開催方法等について意見を伺った。

各委員から、今後の会議開催方式については、ハイブリット方式との意見もあったが、環境が整っていても、不慣れな場合は会議に参加できない等の意見もあり、対面方式とハイブリット方式のいずれかで調整することとした。また、開催時間についても参加しやすい時間帯にするよう配慮することとなった。

## 7 閉会

以上

第1回 健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	堤 明純	北里大学医学部公衆衛生学	会 長	出席
2	堤 ちはる	相模女子大学栄養科学部	副会長	出席
3	安藤 晴敏	公 募 委 員		出席
4	伊藤 吉美	相模原市健康づくり普及員連絡会		出席
5	梶山 和美	公益社団法人 神奈川県看護協会 相模原支部		出席
6	菅野 宏一	公益社団法人 相模原市薬剤師会		欠席
7	笹野 章央	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会		出席
8	佐藤 聡一郎	一般社団法人 相模原市医師会		出席
9	高橋 修一	公 募 委 員		出席
10	竹田 幹夫	相模原市自治会連合会		出席
11	土屋 敦	公益社団法人 相模原市病院協会		欠席
12	寺崎 浩也	公益社団法人 相模原市歯科医師会		出席
13	土井 梨恵	特定非営利活動法人 神奈川県歯科衛生士会相模原支部		出席
14	水野 克己	公 募 委 員		出席
15	毛利 智恵子	一般社団法人 相模原市高齢者福祉施設協議会		出席
16	山口 さゆり	相模原市栄養士会		出席
17	湯田 里子	相模原市食生活改善推進団体 わかana会		出席